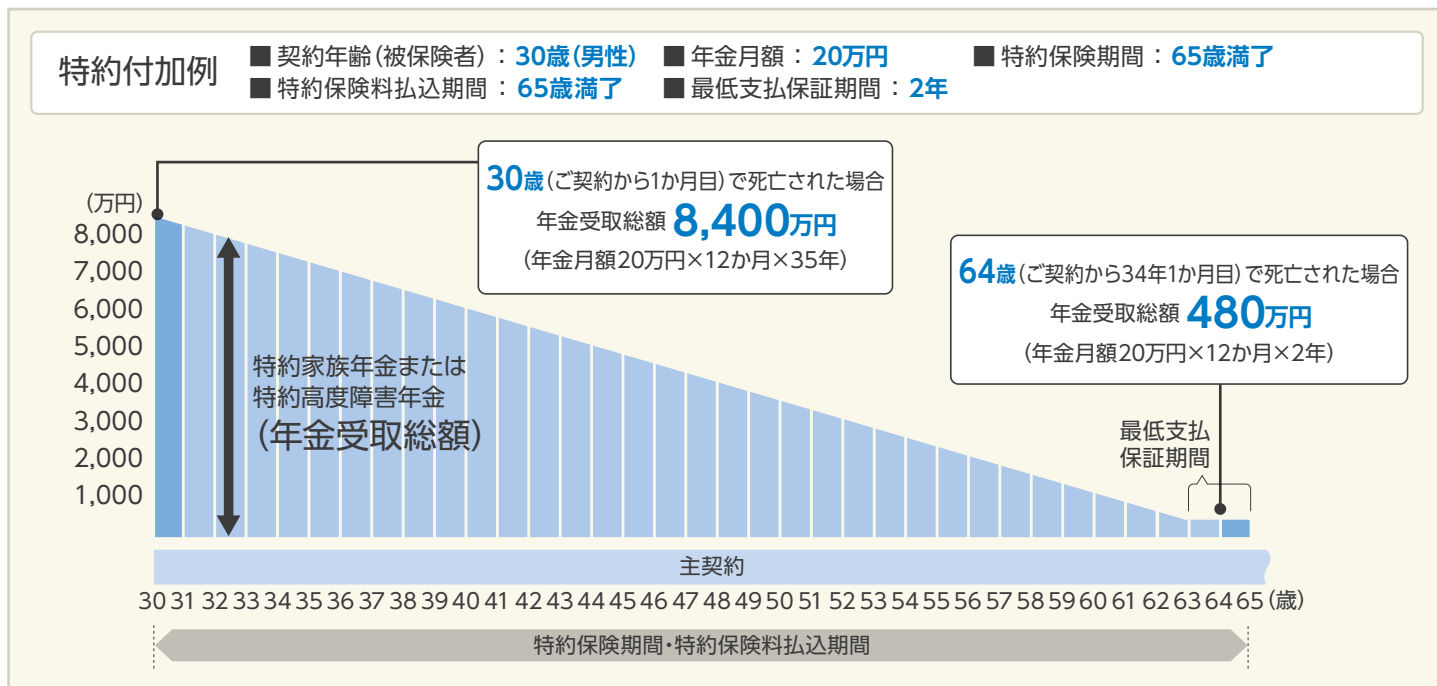


ジブラルタ生命の 高度障害療養加算型 家族収入特約(保険料払込中無解約返戻金型)〔無配当〕

万が一の場合、ご家族が毎月決まった年金をお受取りいただける特約です。



無駄なく、将来の生活設計にあわせた特約です。

1 一般的に、必要保障額はお子さまの成長とともに減少します。減っていく必要保障額にあわせて、年金受取総額を毎月減少させるしくみの特約です。

2 死亡された場合、ご家族が毎月お給料のように**特約家族年金**をお受取りいただけます。

3 ジブラルタ生命所定の高度障害状態になられた場合、**特約高度障害年金**に加え、**特約高度障害療養加算年金**をお受取りいただけます。

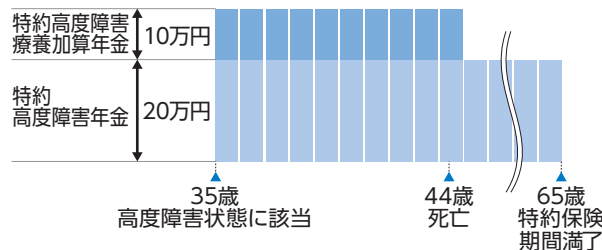
(特約高度障害年金+特約高度障害療養加算年金=年金月額×1.5)

4 年金の受取方法はニーズに応じて**選択**できます。

5 ご加入後、ジブラルタ生命所定の範囲内で**診査や告知なし**でこの特約に代えて**他の保険契約***に加入(他保険加入)することができます。

*他保険加入する際においてジブラルタ生命が新たな申込みを取扱っている保険種類に限ります。

お受取例 35歳(ご契約から5年1か月目)にジブラルタ生命所定の高度障害状態になられ、44歳(ご契約から14年6か月目)に死亡された場合



※特約高度障害年金のお支払期間中に被保険者が死亡された場合でも、次の生存判定日まで、特約高度障害療養加算年金の未支払分をお支払いします。

ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは・・・

年金のお支払い等について

- 特約家族年金・特約高度障害年金は、特約保険期間満了までお受取りいただけます。ただし、特約家族年金と特約高度障害年金(特約高度障害療養加算年金を含む)は重複してお支払いしません。
- 特約家族(特約高度障害)年金のお支払期間には最低支払保証期間があります。最低支払保証期間は、契約年齢・特約保険期間の組み合わせにより、2年・5年・7年のいずれかをご指定いただけます。

- 年金のお受取方法はニーズに応じて選択いただけます。

受取方法	特約家族年金	特約高度障害年金	特約高度障害療養加算年金
全額「年金」もしくは「一時金」でお受取り	○	○	○(*2)
一部を「年金」、残りを「一時金」でお受取り	○	○	—
当初は「年金」で、途中で全部または一部を「一時金」でお受取り	○	○	—

※特約家族(特約高度障害)年金の受取人は、年金の受取りに代えて、未支払分の年金現価の全部または一部につき、一時支払を請求することができます。ただし、一部一時支払の場合、一部一時支払後の年金月額がジブラルタ生命所定の金額以上となる必要があります。

- 特約家族(特約高度障害・特約高度障害療養加算)年金の支払事由発生後に受取人が死亡された場合、原則として以後、後継年金受取人が新たな受取人となります。

- 特約高度障害療養加算年金は、年金月額に加算割合(50%)を乗じた金額を、月ごとに特約高度障害年金に上乗せしてお支払いするもので、被保険者が毎年の生存判定日(*1)に生存している場合に限りお支払いします。

(*1)生存判定日とは、特約高度障害療養加算年金をお支払いするために、ジブラルタ生命が被保険者の生存を判定する日をいい、つぎのいずれかの日とします。

- ①高度障害状態に該当した日
- ②高度障害状態に該当した日の年単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。)の直後に到来する月単位の契約応当日の前日

(*2)特約高度障害療養加算年金の受取人は、年金の受取りに代えて、お支払いが確定している未支払分の年金現価の全部につき、一時支払を請求することができます。以後、毎年の生存判定日に生存されている場合に限り、特約高度障害療養加算年金を特約保険期間満了までお受取りいただけます。

- リビング・ニーズ特約による請求の対象となる死亡保険金額は請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における将来の特約家族年金の全部の現価の額となります。

その他

- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約によってはお取扱いできないことがあります。
- この特約には満期保険金および解約返戻金はありません。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-37-2269

通話料
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

<お問合せ先(担当者)>